

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条関係（山形県手数料条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（423）の11の3 -略-</p> <p>（423）の12 建築物 エネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（423）の11の3 -略-</p> <p>（423）の12 建築物の建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ～ニ -略-</td> <td>-略-</td> </tr> <tr> <td>備考 -略-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第423号の12の表の付表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>-略-</td> <td style="text-align: center;">-略-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第423号の12の表の付表第 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向</td> <td style="text-align: center;">-略-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ～ニ -略-	-略-	備考 -略-		区分	金額	登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円	-略-	-略-	区分	金額	登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向	-略-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ～ニ -略-</td> <td>-略-</td> </tr> <tr> <td>備考 -略-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第423号の12の表の付表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>-略-</td> <td style="text-align: center;">-略-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第423号の12の表の付表第 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向</td> <td style="text-align: center;">-略-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ～ニ -略-	-略-	備考 -略-		区分	金額	登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円	-略-	-略-	区分	金額	登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向	-略-
区分	金額																																
イ～ニ -略-	-略-																																
備考 -略-																																	
区分	金額																																
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円																																
-略-	-略-																																
区分	金額																																
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向	-略-																																
区分	金額																																
イ～ニ -略-	-略-																																
備考 -略-																																	
区分	金額																																
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円																																
-略-	-略-																																
区分	金額																																
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向	-略-																																

上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
—略—	—略—	—略—

上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
—略—	—略—	—略—

第423号の12の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—
—略—	—略—

第423号の12の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—
—略—	—略—

(423)の13 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(423)の13 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

申請に係る建築物の計画の変更に係る建築物1棟につき、次の表(当該変更の内容

エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

が当該計画に新たな他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものがあるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	3,000円
ー略ー	ー略ー

第423号の13の表の付表第2

区分	金額
登録住宅 ー略ー	ー略ー

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	3,000円
ー略ー	ー略ー

第423号の13の表の付表第2

区分	金額
登録住宅 ー略ー	ー略ー

性能評価 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 30条第1 項第1号 及び第3 号に掲げ る基準に 適合する と評価さ れている 場合		
—略—	—略—	—略—

第423号の13の表の付表第3

区分		金額
登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 30条第1 項第1号 及び第3 号に掲げ る基準に 適合する と評価さ れている 場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

(423)の14～(478) —略—

性能評価 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 30条第1 項第1号、 第3号及 び第4号 に掲げる 基準に適 合すると 評価され ている場 合		
—略—	—略—	—略—

第423号の13の表の付表第3

区分		金額
登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 30条第1 項第1号、 第3号及 び第4号 に掲げる 基準に適 合すると 評価され ている場 合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

(423)の14～(478) —略—



## 附則第 2 項関係（山形県屋外広告物条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>（審議会）</u></p> <p><u>第18条 知事の諮問に応じて広告物及び掲出物件に関する重要事項を審議させるため、山形県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審議会は、委員16名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</u></p> <p><u>（1） 学識経験を有する者</u></p> <p><u>（2） 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>（3） 市町村の長を代表する者</u></p> <p><u>（4） 県議会の議員</u></p> <p><u>（5） 広告業者（第21条第1項又は第3項の登録を受けて広告業を営む者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>3 前項第1号及び第5号に掲げる者である委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>第18条 削除</u></p>
<p><u>（諮問）</u></p> <p><u>第19条 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。</u></p> <p><u>（1）及び（2） 一略一</u></p> <p><u>（登録の拒否）</u></p>	<p><u>（諮問）</u></p> <p><u>第19条 知事は、次に掲げる場合においては、山形県景観形成審議会の意見を聞かなければならない。</u></p> <p><u>（1）及び（2） 一略一</u></p> <p><u>（登録の拒否）</u></p>
<p><u>第21条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第21条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 一略一</u></p> <p><u>（2） 広告業者で法人であるものが第24条の2の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</u></p>	<p><u>第21条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第21条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 一略一</u></p> <p><u>（2） 広告業者（第21条第1項又は第3項の登録を受けて広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第24条の2の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</u></p>
<p><u>（3）～（7） 一略一</u></p> <p><u>2 一略一</u></p> <p><u>附 則</u></p>	<p><u>（3）～（7） 一略一</u></p> <p><u>2 一略一</u></p> <p><u>附 則</u></p>
<p><u>5 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定</u></p>	<p><u>5 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定</u></p>

によつてなされた指定、届出、処分、審議会の委員の任命その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。

によつてなされた指定、届出、処分、山形県屋外広告物審議会の委員の任命その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。

## 附則第 3 項関係（山形県景観条例の一部改正）

現 行	改 正 案
目次	目次
第 1 章～第 5 章 一略一	第 1 章～第 5 章 一略一
<u>第 6 章 山形県景観審議会（第 34 条一第 41 条）</u>	<u>第 6 章 削除</u>
第 7 章 一略一	第 7 章 一略一
附則 （基本方針）	附則 （基本方針）
第 3 条 一略一	第 3 条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、 <u>山形県景観審議会</u> の意見を聴かなければならない。	3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、 <u>山形県景観形成審議会（以下「審議会」という。）</u> の意見を聴かなければならない。
4 一略一 （景観計画の策定等）	4 一略一 （景観計画の策定等）
第 7 条 一略一	第 7 条 一略一
2 知事は、法第 8 条第 1 項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、 <u>山形県景観審議会</u> の意見を聴かなければならない。	2 知事は、法第 8 条第 1 項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、 <u>審議会</u> の意見を聴かなければならない。
3 一略一 （勧告の手続等）	3 一略一 （勧告の手続等）
第 16 条 知事は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、 <u>山形県景観審議会</u> の意見を聴かなければならない。	第 16 条 知事は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、 <u>審議会</u> の意見を聴かなければならない。
2 及び 3 一略一 （変更命令等の手続）	2 及び 3 一略一 （変更命令等の手続）
第 17 条 知事は、法第 17 条第 1 項前段又は第 5 項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、 <u>山形県景観審議会</u> の意見を聴かなければならない。 （景観重要建造物の指定の手続等）	第 17 条 知事は、法第 17 条第 1 項前段又は第 5 項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、 <u>審議会</u> の意見を聴かなければならない。 （景観重要建造物の指定の手続等）
第 19 条 知事は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び <u>山形県景観審議会</u> の意見を聴かなければならない。	第 19 条 知事は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び <u>審議会</u> の意見を聴かなければならない。

## 2 一略一

(原状回復命令等の手続)

第21条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定の手続等)

第22条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

## 2 一略一

(原状回復命令等の手続)

第24条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(眺望景観資産の指定等)

第26条 一略一

2 知事は、前項の規定による眺望景観資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする眺めに係る視点が所在する市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

## 3 一略一

(景観回廊の指定等)

## 2 一略一

(原状回復命令等の手続)

第21条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定の手続等)

第22条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

## 2 一略一

(原状回復命令等の手続)

第24条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

(眺望景観資産の指定等)

第26条 一略一

2 知事は、前項の規定による眺望景観資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする眺めに係る視点が所在する市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

## 3 一略一

(景観回廊の指定等)



## 第29条 一略一

2 知事は、前項の規定による景観回廊の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域の一部をその区域とする市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

## 3 一略一

(公共事業景観形成基準の策定等)

## 第32条 一略一

2 知事は、前項の規定により公共事業景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

## 3 及び 4 一略一

第6章 山形県景観審議会

(設置)

第34条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第36条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長)

第37条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

## 第29条 一略一

2 知事は、前項の規定による景観回廊の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域の一部をその区域とする市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

## 3 一略一

(公共事業景観形成基準の策定等)

## 第32条 一略一

2 知事は、前項の規定により公共事業景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

## 3 及び 4 一略一

第6章 削除

第34条から第41条まで 削除

第39条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第40条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(会長への委任)

第41条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(車線等)	(車線等)
第 4 条 車道（副道、 <u>停車帯</u> その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。	第 4 条 車道（副道、 <u>停車帯、自転車通行帯</u> その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。
2～4 一略一	2～4 一略一
5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の <u>車道の幅員</u> は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に <u>狭窄部</u> を設ける場合においては、3メートルとすることができる。	5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の <u>車道（自転車通行帯を除く。）の幅員</u> は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に <u>狭窄部</u> を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
(副道)	(副道)
第 6 条 一略一	第 6 条 一略一
2 <u>副道</u> の幅員は、4メートルを標準とするものとする。	2 <u>副道（自転車通行帯を除く。）</u> の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 <u>（自転車通行帯）</u>
	第 8 条の 2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道<sup>を設ける道路</sup>を除く。）には、車道の左端寄り（<u>停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側</u>。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>
	2 <u>自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道<sup>を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</sup></u>
	3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u>

(自転車道)  
第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 一略一

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 一略一

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 一略一

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 一略一

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 一略一

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 一略一

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、

この限りでない。

(1)及び(2) 一略一

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより道路構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条（同令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。）、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条並びに同令第4条及び第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適

この限りでない。

(1)及び(2) 一略一

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより道路構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条（同令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。）、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第9条第1項及び第2項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条並びに同令第4条及び第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定によ

用することが適当でない認められるときは、  
これらの規定による基準によらないことができ  
る。

る基準をそのまま適用することが適当でない  
認められるときは、これらの規定による基準に  
よらないことができる。